

【山口県】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数（人）	1,614	1,661	1,763	1,904	2,050
② 予備機を含む 整備上限台数（台）	1,856	1,910	1,889	162	168
③ 整備台数（台） （予備機除く）	0	120	1,643	141	146
④ ③のうち基金事業 によるもの（台）	0	120	1,643	141	146
⑤ 累積更新率（％）	0	7	100	100	100
⑥ 予備機整備台数 （台）	0	18	246	21	21
⑦ ⑥のうち基金事業 によるもの（台）	0	18	246	21	21
⑧ 予備機整備率（％）	0	15	15	15	14

（端末の整備・更新計画の考え方）

本県では、令和2年度に県立中学校及び中等教育学校前期課程に459台（WindowsPC）、特別支援学校小学部・中学部に1,076台（iPad）、合計1,535台の端末整備を行い、令和3年度から端末の使用を開始している。そのため、GIGA第2期における更新については、GIGA第1期の端末使用開始から5年を経過する令和8年度にGIGA第2期の端末を整備する。これらに加えて、令和8年度に県立高等学校2校に併設型中学校が新設されるため、合計360台の端末を整備する必要がある。なお、令和8年4月から生徒が端末を使用できるようにするために、新設される前年の令和7年度から令和9年度まで、毎年度120台ずつ整備する。また、特別支援学校の生徒は、令和3年度から令和6年度にかけて毎年45人程度児童生徒数が増加していることから、令和7年度以降も児童生徒数を毎年45人程度の増加を見込んで端末を整備していく。端末の予備機については、整備台数の上限を超えない範囲で最大限調達することとする。

（端末の整備・更新計画の整備台数について）

①の児童生徒数は県立中学校及び中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）の児童生徒数の合計とする。

③の整備台数については、県立中学校や新設される併設型中学校及び特別支援学校の児童生徒数が増減する可能性があることに留意しつつ、令和10年度に③の整備台数が100%を超えるよう端末の整備を進めていく。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

本県では、令和2年度に県立中学校及び中等教育学校前期課程に459台（WindowsPC）、特別支援学校小学部・中学部に1,076台（iPad）、合計1,535台の端末整備を行った。端末の更新に伴い、GIGA第1期で整備した1,535台の端末の処分について記載する。

○対象台数：1,535台

○処分方法

- ・処分事業者による引き取り：459台（WindowsPC）
- ・使用済端末を各学校で再利用：1,076台（iPad）

端末を再利用する際には、基本的なデータ消去を行ったうえで、各学校の実態に合わせて教育活動に再利用する。再利用の方法については、今後各学校に調査を行い決定していくこととする。

○端末のデータの消去方法（※いずれかに○を付ける。）

- ・処分事業者へ委託する（○）

処分459台については、処分事業者が行う。

- ・自治体の職員が行う（○）

再利用する予定の1,076台については、ICT支援員を中心に行う。その後、使用できなくなった端末は、データの消去も含め、小型家電リサイクル法の認定事業者へ再資源化を委託する。

○スケジュール（予定）

- ・処分事業者による引き取りについて

令和9年6月～使用端末を事業者へ引き渡し

- ・各学校による再利用について

令和9年3月～ICT支援員を中心にデータ消去